

多摩地域でのMICE開催資金助成事業実施要綱

5 公東観コ誘第 109 号

令和 5 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が、多摩地域へのMICE誘致を促進するために実施する、多摩地域でのMICE開催資金助成事業について、必要な事項を定めることを目的とする

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) MICE

企業系会議（M: Meeting）、企業の報奨・研修旅行（I: Incentive Travel）、国際会議（C: Convention）、展示会・見本市/イベント等（Ex: Exhibition / Ev: Event）の総称をいう。

ア 企業系会議（M: Meeting）

複数の海外拠点をも有する国内外の企業等が、国内外から管理者や従業員等を都内に集めて行う会議

イ 企業の報奨・研修旅行（I: Incentive Travel）

複数の海外拠点をも有する国内外の企業等が、社員・代理店の表彰、顧客の招待、従業員の研修を目的に、海外複数拠点から対象者を呼び寄せ実施する報奨・研修旅行

ウ 国際会議（C: Convention）

国家機関、国際機関・団体（各国支部を含む）、学術・産業等の団体や協会等が主催又は後援する会議

エ 展示会・見本市/イベント等（Ex: Exhibition / Ev: Event）

国際機関・団体（各国支部を含む）、学術・産業等の団体や協会等が主催又は後援する展示会、見本市、イベント等

(2) 主催者

自らMICEの誘致活動を行い、かつ東京開催が決定した場合に当該MICEの企画・実施に関する一切の事業を行う組織、団体等。または、当該MICEを主導的に企画・実施する国際団体本部等。

(3) 海外参加者

M I C E の開催日において、日本国外に居住している者。

(4) 参加者

当該M I C E の参加登録者。ただし、チケットを購入して参加する観客は対象外とする。

(助成対象)

第3条 助成対象となるM I C E は、次に掲げる要件をすべて具備するものとする。

- (1) 原則として令和5年4月1日から令和7年2月28日の間に多摩地域での開催を予定していること
- (2) 参加者数及び宿泊数について、以下の基準を満たすこと
海外参加者 50 名以上かつ都内宿泊 1 泊以上のもの
- (3) M I C E の内容は、次の一つ以上に該当するものであること。
 - ア 東京のプレゼンスの向上に寄与するもの
 - イ 東京の産業・経済の振興に寄与するもの
 - ウ 東京の学術・文化・国際交流の振興に寄与するもの
 - エ その他、特に必要と認められるもの
- (4) 国又は地方自治体が主催するものでないこと
- (5) 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと
- (6) 公序良俗に反するものでないこと
- (7) M I C E の主な目的が営利目的（販売活動の実施等）でないこと。
- (8) M I C E の成果の還元先が特定の個人・団体に限られないこと。
- (9) 企業の労働組合活動又は福利厚生を目的とするものでないこと。
- (10) 主催する団体が、以下のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(助成内容)

第4条 助成対象経費及び対象外経費は別表1に掲げるものとする。

- 2 助成金額は、助成対象経費合計額の10分の10以内とし、別表2に掲げる金額を上限とする。
- 2 主催者の責により助成対象事業が実施されなかった場合、不成立に係る経費一切は助成対象外とする。また、主催者は第12条に記載のとおり、多摩地域でのM I C E 開催資金助成事業に係る取消・変更申請書（第5号様式）をあらかじめ財団に提出しなければな

らない。

(助成金の交付申請)

第5条 主催者が助成金の交付を受けようとする場合は、多摩地域でのMICE開催資金助成金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)を事業計画書等とともに財団に提出しなければならない。

2 財団は、必要があると認めるときは、主催者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(事業の事前着手)

第6条 主催者は、申請対象事業について、助成金の交付決定前にその一部に着手する必要がある場合は、事前着手となる理由を付した届出(第2号様式)を財団に提出し、承認を得なければならない。

(審査)

第7条 財団は、助成対象としての適格性、助成事業内容等を審査するため、別途「多摩地域でのMICE開催資金助成審査要領」を定め、多摩地域でのMICE開催資金助成審査会を設置し、本事業の予算の枠内で適正に審査を行うこととする。

(助成金の交付決定)

第8条 財団は、前条による審査の結果、交付が認められる場合は交付決定通知書(第3号様式)を当該主催者に通知し、交付が認められない場合は不交付決定通知書(第4号様式)により主催者に通知するものとする。

2 財団は、前項における交付決定の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取り下げ)

第9条 主催者は、前条による助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付申請を取り下げる場合は、交付決定通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を財団に提出しなければならない。また、交付決定前に申請を取り下げる場合も、その旨を記載した書面を財団に提出するものとする。

(広報媒体への表示等)

第10条 原則として、主催者は、助成対象MICEの開催に当たっては、広告、パンフレット、ウェブサイトその他の広報媒体に、助成を受けている旨の表示を行わなければならない。

2 表示は、原則、日本語の場合は「特別協力 公益財団法人東京観光財団」とし、英語の

場合は「Supported by Tokyo Convention & Visitors Bureau」とする。

- 3 主催者は、原則として、助成対象MICE開催時の写真の提供又は財団による写真撮影、取材、調査等に協力すること。当該写真や取材・調査結果等は、東京都や財団が広報及びその他事業等に活用するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 財団は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の規定による助成金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他助成金の交付決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

(助成事業の内容変更等)

第12条 主催者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ多摩地域でのMICE開催資金助成に係る取消・変更申請書(第5号様式)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業を中止しようとするとき。
- 2 開催時期変更の承認は、同年度内に当該MICEの開催する日程にて、原則1回までとし、変更後の日程までに当該MICEが開催されなかった場合は、交付決定を取り消すものとする。
- 3 財団は、第1項による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは多摩でのMICE開催資金助成事業に係る取消・変更承認通知書(第6号様式)により主催者に通知する。このとき、必要に応じて上限を付して承認するか、又は、変更内容を修正して承認することができる。

(非常災害の場合の措置)

第13条 非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合の措置については、財団が指示するところによる。

(事業実績報告)

第14条 主催者は、助成対象MICE終了後、速やかに多摩地域でのMICE開催資金助成事業完了実績報告書(第7号様式)(申請書に記載の添付書類含む)により財団に事業実績の報告をしなければならない。

(助成金額の確定)

第 15 条 財団は、主催者により提出された前条に定める実績報告書等を確認した結果、その内容が交付決定に適合していると認められる場合は、交付すべき助成金額を確定し、多摩地域での M I C E 開催資金助成金額確定通知書(第 8 号様式)により主催者に通知する。なお、助成金額の 1,000 円未満に端数が出る場合は切り捨てるものとする。

(助成金の支出)

第 16 条 主催者は、前条により助成金額の確定を受けた場合には、多摩地域での M I C E 開催資金助成金請求書兼振込依頼書(第 9 号様式)により助成金の支払を請求することができる。

2 財団は、前項による主催者からの請求により、助成金の支出をすることができる。

(助成金の概算払い)

第 17 条 財団は、特段の理由があれば、助成金の交付決定を通知した主催者に対し、財団の財務規程第 42 条に基づき、交付上限額の範囲内で助成金の概算払い(以下、「概算払い」という。)をすることができる。

2 主催者は、前項の規定に基づき概算払いを受けようとする場合は、概算払いを希望する理由を付して財団に文書で申請をしなければならない。財団は、申請理由等を総合的に判断したうえで、概算払いの可否を主催者に通知することとする。

3 主催者は、申請に対する承諾を得た場合には、多摩地域での M I C E 開催資金助成金交付請求書兼振込依頼書(第 9 号様式)により概算払いの支払を請求することができる。

4 主催者は、前項により概算払いを受けた場合には、事業終了後速やかに、第 14 条に基づき事業の実績報告を行うこととする。

5 概算払いを受けた主催者は、第 15 条の規定により助成金額の確定を受けた後、速やかに「多摩地域での M I C E 開催資金助成金概算払精算書」(第 10 号様式)を財団に提出しなければならない。なお、既に確定額を超える助成金が概算払いにて支払われているときは、財団の定める期限内に返還しなければならない。

(決定の取消し)

第 18 条 財団は、主催者が次の各号のいずれかに該当した場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、不正の内容、主催者名等の公表を行うことができる。

(1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。

(2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

- (4) 第3条に定める助成対象その他助成要件に該当しない事実が判明したとき。
 - (5) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令等に違反したとき。
 - (6) その他、法令違反が判明した場合など、財団が助成事業として不適切と判断したとき。
- 2 前項の規定は、助成金額を確定した後においても適用するものとする。

(助成金の返還)

第19条 財団は、前条により助成金の交付決定を取り消した場合、既に主催者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第20条 主催者は、第18条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 主催者は、助成金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項の規定による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 財団は、やむを得ない事情があると認めるときは、助成事業者の申請に基づき当該違約金の全部又は一部を免除することができる。

(違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算)

第21条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、主催者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

- 2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第22条 主催者は、助成事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第 23 条 財団は、主催者に対し助成事業の実施状況、助成金の収支及び助成金に係る帳簿書類その他の物件について、立ち入り検査をし、又は報告を求めることができる。

2 財団は、助成事業中及び完了後においても、主催者の事業所その他必要な場所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(東京都との情報共有)

第 24 条 財団は、助成金の交付を円滑に実施するにあたり、東京都と情報を共有することができる。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (助成対象経費及び対象外経費)

対象経費	(1) 国際空港と M I C E 開催地域間における参加者用貸切バスの運営にかかる費用 (主催者が費用負担するもの) (2) その他必要な経費 (空港要員、英語対応ガイド、有料道路代 等)
対象外経費	(1) 消費税及びその他租税公課 (2) 助成対象経費のうち、事業の実施規模に比べて過度な経費 (3) 主催者の責により M I C E が開催されなかった場合に要する経費 (4) 事業目的に照らして直接関係しない経費 (5) 助成金の交付対象として不適切な経費 (6) 他の助成金等の助成制度の対象となった経費

別表 2 (多摩地域での M I C E 開催資金助成上限額)

財団が主催者に交付する助成金の額は、次に掲げる額とする。	
1 助成率	1 件当たりの助成対象経費の 10 分の 10
2 助成上限額	M (企業系会議)、C (国際会議)、E (展示会/イベント等) : 6,000 千円 I (報奨旅行等) : 3,500 千円